

議案第40号

市長等の給料の臨時特例に関する条例の制定について

市長等の給料の臨時特例に関する条例を次のように制定する。

令和2年5月19日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

市長等の給料の臨時特例に関する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の特例)

第1条 令和2年6月1日から同年11月30日までの間(以下「特例期間」という。)においては、市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和44年条例第9号)第3条に定める給料の支給に当たっては、その給料の月額から、その給料の月額に、市長にあつては100分の20、副市長にあつては100分の15を乗じて得た額を減ずる。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第10号)第3条に定める給料の支給に当たっては、その給料の月額から、その給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減ずる。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。